

報告第 7 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 9 年 5 月 3 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成 29 年 4 月 20 日	52,072 円	足立区青井在住者	平成 27 年 3 月 2 日午後 3 時 30 分、区立栗島小学校において、児童がふざけて同じクラスの別の児童に向けて投げた上履きが、教室入口ドアのところにいた相手方の左目に当たり、打撲及び網膜しんとう症の傷害を負わせた。